

2025年4月から順次開始!

『育児・介護休業法』 改正の各種取組ポイント

育児・介護休業法の目的・意義

我が国での少子化・高齢化の急速な進行は、労働力人口の減少や地域活力の低下など、社会経済に深刻な影響を与えます。持続可能で安心できる社会を作るためには、希望に応じて仕事と育児・介護を両立できるようにすることが重要です。

この度の法改正を機に職場の皆様で話し合い、より充実した制度と利用しやすい環境づくりを進めてはいかがでしょうか。



【改正のスケジュールと施行時期】

- 2024年5月31日
改正法公布
- 2025年4月1日
主要な改正内容の施行
- 2025年10月1日
3歳～小学校就学前の子を持つ従業員への柔軟な働き方実現措置の施行

2025年施行の育児・介護休業法の概要

改正ポイント
1

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、次の5つの措置のうち2つ以上を講じることを事業主に対し義務化
 - 始業時刻等の変更(時差出勤)
 - 育児両立支援休暇の付与:1年につき10日以上(子育て関連の特別休暇など)
 - テレワーク等:1か月につき10日以上
 - 短時間勤務:1日の所定労働時間を短縮
 - 保育施設の設置運営等
- 所定外労働の制限(残業免除)の対象範囲が、小学校就学前の子を養育する労働者に拡大
- 「子の看護休暇」の対象年齢が小学校3年生修了までに引き上げられ、行事参加等でも取得可能となるとともに、子の看護休暇の勤続6か月未満の労働者を除外する仕組みが廃止
- 3歳未満の子を養育する労働者に対し、事業主はテレワークを可能とする(努力義務)
- 子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に対し義務化



改正ポイント
2

育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- 育児休業取得状況の公表義務:常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に拡大
- 育児休業の取得状況や労働時間の状況について、数値目標の設定が義務付け:常時雇用する労働者数が101人以上の事業主



改正ポイント
3

介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- 従業員から家族介護に直面した旨の申し出があった際、両立支援制度について個別に周知・意向確認することを事業主に対し義務化
- 介護に直面する前の早い段階(例:40歳等)での情報提供と雇用環境整備(研修実施、相談窓口の設置等)を事業主に対し義務化
- 介護休暇の勤続6か月未満の労働者を除外する仕組みが廃止
- 要介護状態の家族を介護する従業員に対し、事業主はテレワークを可能とする(努力義務)



子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応



運用ポイントを
チェックし
最新の改正内容を
確認しましょう!

育児・介護休業法に基づく制度運用ポイント

2025年の改正が間近に迫っており、企業は法律を遵守することが求められます。ここでは、育児・介護休業法に基づく制度を適切に運用するためのポイントを解説します。

- | | | |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 就業規則の整備
法改正に合わせて、就業規則を適切に更新することが重要です。 | <input type="checkbox"/> 制度の周知と利用促進
従業員に対して、各種制度の内容や利用方法を積極的に周知します。 | <input type="checkbox"/> 柔軟な働き方の促進
育児や介護と仕事の両立を支援するため、可能な範囲で柔軟な勤務体制を検討します。 |
| <input type="checkbox"/> 代替要員の確保と業務見直し
育児休業や介護休業などで休業取得者が出ても対応しやすい体制を整えます。 | <input type="checkbox"/> 管理職の意識改革
管理職向けの研修を実施し、育児・介護休業法の趣旨や重要性の理解を深めます。 | <input type="checkbox"/> 復職支援の充実
育児休業や介護休業からの復職に対して、スムーズに職場に戻れるようサポートします。 |
| <input type="checkbox"/> 男性の育児参加促進
職場全体で育児休業を当たり前のこととして受け入れる雰囲気を作ることが大切です。 | <input type="checkbox"/> 目標の設定と進捗管理
自社の現状を把握し、適切な目標を設定するとともに、施策を見直すことが重要です。 | <input type="checkbox"/> 介護に関する情報提供
介護に直面する可能性が高まる年齢の従業員に対して、情報提供を行います。 |

■ 問合せ先:岡山労働局 雇用環境・均等室 ■ TEL:086-225-2017



両立支援の
ひろば



厚生労働省
ホームページ